

健康・福祉

～誰もが安心していきいきと生きる～

- ① 健康づくりと地域医療の充実
- ② 障がい者（児）福祉の充実
- ③ 地域包括ケアシステムの推進
- ④ 地域福祉の推進
- ⑤ 社会保障制度の適正な運営



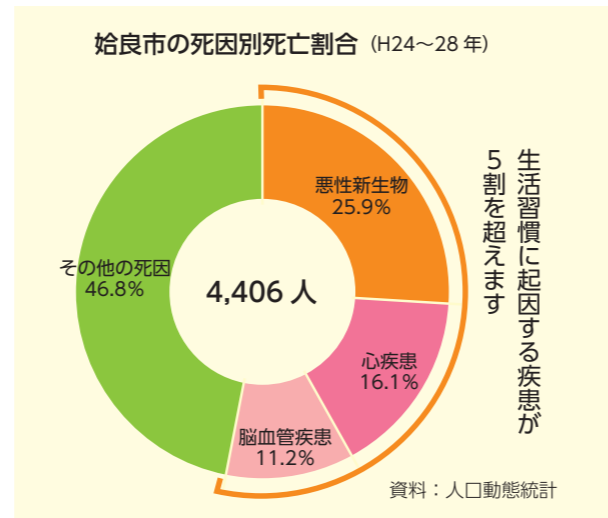
関連する個別計画	計画名称	主管課	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
			第2次始良市健康増進計画	健康増進課						
	始良市自殺対策計画	健康増進課								

1 健康づくりと地域医療の充実

現状と課題

本市における主要な死亡原因は、悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患となっています。要介護状態や高額医療の要因となる脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症等の生活習慣病は、高血圧症や糖尿病などの基礎疾患を有している人に多く見受けられ、本市の健康課題となっています。食生活、運動習慣などの生活習慣やライフスタイルの変化、現代社会におけるストレスの増加などにより、生活習慣病や心の病気になる人が増加し、医療費や要介護状態となる人の増加につながっていることから、生活習慣病の発症と重症化予防の徹底、自殺対策の推進を図るなど、より一層の健康づくりが求められています。

本市の医療体制は、人口密集地に多くの医療機関が集中する反面、その周りの地域では、医療機関が不足するなど、偏在化しています。「かかりつけ医」としての医療機関等の整備、特に中山間地域の医療体制の維持が課題の一つとなっています。また、核家族や共働きの増加により、休日や夜間などの時間外受診のニーズが高まっており、地域医療体制の更なる改善・充実が必要です。



施策の方向性

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、各種健(検)診を受診しやすい環境づくりや受診勧奨等による受診率向上など、早期の発見・治療等に関する取組を推進します。また、子どもの頃からのより良い生活習慣の獲得や食育に取り組み、市民自らによる適切な健康管理を進めます。また、うつ病など心の病に関する正しい知識や相談機関の普及啓発、ゲートキーパー^{※1}の養成など、心の問題の解決に向けた取組を推進します。

始良地区医師会等と連携し、一次救急医療における休日在宅当番医制や夜間救急診療の実施、二次救急医療における病院群輪番制や循環器・脳外科救急輪番制等の整備や支援などにより、休日・夜間などの診療の充実を図ってきましたが、高齢化等に伴う更なる医療需要の増加に対応するため、必要な医療を確実に提供できるような医療体制の構築を図る必要があります。地域において担うべき医療機関の役割分担を明確化し、一次医療圏内医療体制の充実及び医療施設の利用に係る啓発を図り、救急医療の大きな問題とされる安易な受診の防止に努めます。また各自がかかりつけ医を持ち、日ごろから健康管理に努めるよう促します。さらに、人口の減少や高齢化が進む山間部の地域においては、必要とされる医療体制の維持を図り、健康に対する地域住民の不安解消に努めます。

※1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ話しを聴き必要な支援につなぎ見守るといった適切な対応を図ることができる人

施策体系

I 健康づくりの推進

- 健康増進事業
- 健康づくり推進事業
- 心の健康づくり推進事業

II 医療体制の整備と充実

- 直営診療施設
- 救急医療支援事業

目標指標

●成果目標

健康寿命^{※2}の延伸(始良・伊佐医療圏)

現状
(2017)

78.4 歳 (男性)
83.7 歳 (女性)

目標
(2022)

平均寿命の
増加分を上回る
健康寿命の増加

算出方法等：鹿児島県

●主な指標

日常生活の中で意識的に体を動かすなどの運動をしている市民の割合

現状
(2015)

成人男性 58.3%
成人女性 51.1%

目標
(2022)

成人男性
68%以上
成人女性
68%以上

算出方法等：生活習慣実態調査

安心して受けられる医療体制の整備・充実に満足している市民の割合

(2017)

31.2%

40.0%

算出方法等：市民満足度調査

自殺率(人口10万人対)

(2017)

10.43

9.13

算出方法等：自殺者数/人口10万人対

役割

市民

- 自分に合った健康づくりに取り組むとともに、健(検)診の受診や生活習慣の見直しにより、健康管理に努めましょう。
- 救急医療に関する知識を習得し、救急医療機関の適正利用に努めましょう。

地域

- 地域が一体となって、健康づくりに取り組みましょう。
- 自殺予防にみんなで取り組みましょう

事業者

- 職場や飲食店などにおける受動喫煙防止に努めましょう。

※2 健康寿命：人の寿命において「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」

計画名称	主管課	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
第2次始良市障がい者計画	長寿・障害福祉課	[進捗状況]								
第5期始良市障がい福祉計画	長寿・障害福祉課	[進捗状況]								
第1期始良市障がい児福祉計画	長寿・障害福祉課	[進捗状況]								

2 障がい者(児)福祉の充実

現状と課題

国において、「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が整備され、また「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、障がい者を取り巻く環境が変化してきています。

障がい者が地域で自分らしく暮らし続けるためには、共生社会の理念を踏まえ、障がい福祉サービスをはじめとして、気軽に相談できる場の確保や、就労支援等の自立と社会参加を促進する取組、障がい者の虐待防止や障害者差別解消法に基づく合理的配慮の浸透等、地域における理解の促進が必要となってきます。

年度別各障害者手帳所持者の推移 (人・%)

	2014年度(H26)	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
手帳所持者総数	5,185	5,193	5,192	5,230
身体障害者手帳	4,092	4,030	3,987	4,011
総人口に対する割合	5.4	5.3	5.2	5.2
療育手帳	671	691	716	718
総人口に対する割合	0.9	0.9	0.9	0.9
精神障害者保健福祉手帳	422	472	489	501
総人口に対する割合	0.6	0.6	0.6	0.7

資料：長寿・障害福祉課

施策の方向性

都道府県と連携した適切な支援等を通じて引き続き障がい福祉サービスの均てん化^{※1}を図りつつ、発達障がい者及び高次脳機能障がい者についても、サービスの周知を図ります。さらに、難病患者等についても、それぞれの業務を通じて必要な情報提供を行う等の取組により、障がい福祉サービスが活用されるよう努めます。

障がい者等の生活を地域全体で支える地域包括ケアシステム^{※2}を実現するため、住民相互、NPO^{※3}等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービス)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を目指すとともに、地域支援体制の構築を図ります。

施策体系

I 障がい者(児)福祉の充実

- ・障害者相談支援事業
- ・障害者地域活動支援センター事業
- ・基幹相談支援センター事業
- ・障害者意思疎通支援事業
- ・障害者移動支援事業
- ・重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

目標指標

●成果目標

現状 (2017) 目標 (2022)

障がい者が地域で自立した生活を送るために、相談窓口や情報提供が重要であると感じる割合



算出方法等：障がい者を対象としたアンケート調査

●主な指標

現状 (2017) 目標 (2022)

障がい者が地域で安心して暮らすための環境整備に満足している市民の割合



算出方法等：市民満足度調査

役割

市民

・共生社会の実現を目指しましょう。

地域

・民生委員・児童委員や校区コミュニティ協議会など互いに連携・協働しながら、地域の福祉活動やボランティア活動を積極的に推進しましょう。

事業者

・障がい者の雇用促進に取り組みましょう。

※1 均てん化：サービスの地域格差を無くし、どこでも等しく高度なサービスを受けることができるようにすること

※2 地域包括ケアシステム：重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

※3 NPO：Non-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

関連する 個別計画	計画名称	主管課	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
			第7期介護保険事業計画	長寿・障害福祉課	■	■	■	■	■	■
高齢者保健福祉計画	長寿・障害福祉課	■	■	■	■	■	■	■	■	■

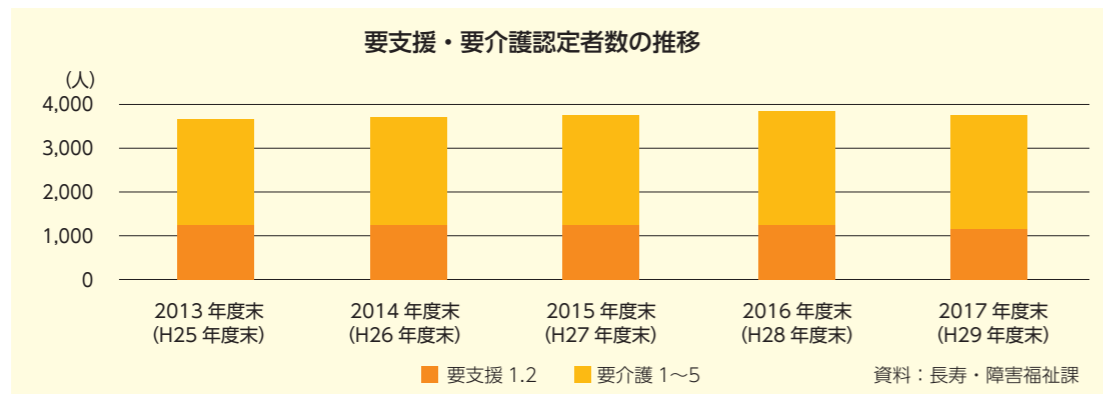
3 地域包括ケアシステムの推進

現状と課題

2025年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳に到達し、国立社会保障・人口問題研究所^{※1}では本市人口の約20%が75歳以上の高齢者となると推計しています。そのため、今後介護支援サービスの必要量が一層増加することが見込まれています。高齢者が元気で、住み慣れた地域で暮らすことができるとともに、介護や支援が必要となったときに、一人一人にあったサービスを的確に受けることができるよう、地域包括支援センターを核とした地域のネットワークづくりを一層充実していく必要があります。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加も予想されることから、認知症の理解促進を図るとともに、認知症の早期発見・早期対応につながる取組や、介護者への支援体制づくりに取り組む必要があります。

超高齢化社会に適切に対応し、買い物等の外出支援や災害時の避難支援、さらには適切な居住環境の確保等、多様なニーズに対応した包括的な支援に取り組む必要があります。また、高齢者の状況把握や介護情報の共有・提供等の効率性・迅速性を高めることも求められています。



施策の方向性

高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、地域包括支援センターを核として介護・医療・予防という専門サービス、住まい・生活支援サービスの連携を推進します。また、介護サービス以外の支援の取組や在宅で介護する家族等を応援する体制の充実を図ります。

介護予防・日常生活支援総合事業を柱とした介護予防サービスの充実を図り、要介護状態への移行の防止と、進行の抑制に取り組めます。また、高齢者及び高齢者を介護する家族等を支援するため、高齢者の権利擁護や安全確保を推進します。さらに、認知症の早期発見、早期対応への取組や理解促進の取組を推進します。

配食サービスの充実や緊急通報体制の整備など、在宅で生活する要支援高齢者や家族介護者、一人暮らし高齢者等に対する生活支援を推進します。

高齢者が地域社会から孤立することなく能力を活かした活動ができるよう、地域活動や教育、文化など幅広い分野で生きがいづくりと社会参加を推進します。

※1 国立社会保障・人口問題研究所：厚生労働省に設置されている国立の研究機関で、人口問題、社会保障について調査研究している

施策体系

- I 地域包括ケアシステム構築の推進**
 - 包括的支援事業
 - 在宅医療・介護連携推進事業
 - 認知症総合支援事業
 - 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業
- II 高齢者福祉の充実**
 - 配食サービス事業
 - 緊急通報体制等整備事業
 - 健康・長寿支援チケット交付事業

目標指標

● **成果目標**

「高齢者が安心して暮らす環境が整っている」と感じる市民の割合

現状 (2017) 29.2% → 目標 (2022) 31.0%

算出方法等：市民満足度調査

● **主な指標**

住民主体運営型介護予防事業所数

現状 (2017) 17か所 → 目標 (2022) 40か所

算出方法等：長寿障害福祉課

認知症サポーター^{※2}数

現状 (2017) 8,537人 → 目標 (2022) 13,000人

算出方法等：長寿障害福祉課

役割

- 市民**
 - 高齢者自ら生きがいづくり、社会参画に積極的に取り組みましょう。
 - 高齢者自ら健康づくりや介護予防の取組を進めましょう。
- 地域**
 - 高齢者自らが社会参画できるよう地域で協力して活動しましょう。
 - 高齢者が暮らしやすい地域にするため、声かけや見守りなどに取り組みましょう。
- 事業者**
 - 高齢者にやさしいまちづくりなどに積極的に協力しましょう。
 - 高齢者が永年培ってきた知識や経験を活用しましょう。

※2 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、日常生活や職場で、認知症の人やその家族を温かく見守る人で、所定の養成講座を受講した人

4 地域福祉の推進

現状と課題

高齢者のひとり暮らしが増加し生活圏の閉塞的状况など、地域福祉を取り巻く課題が山積しつつあります。

地域社会の変容により不安やストレスを抱え、家庭内暴力や虐待などの生活上の諸課題が複雑多様化し、いまなお拡散しています。

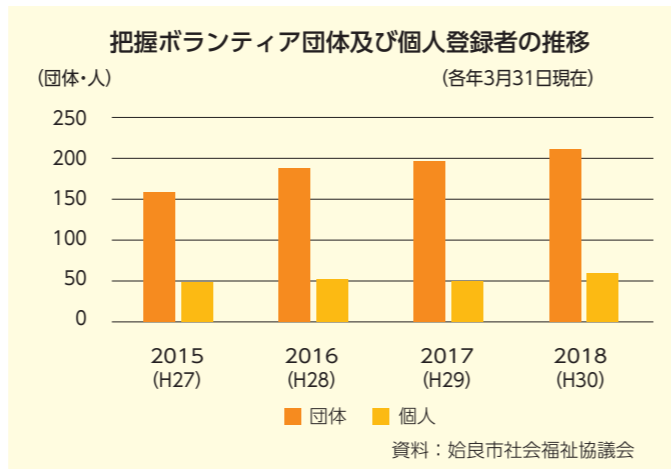
地域のさまざまな問題に対して、住みよい地域づくりを進めるためには、地域や関係団体間のネットワークを強化し、支援が行き届く地域共生社会^{※1}づくりを進めていくことが重要です。

福祉サービスを必要とする地域住民が地域コミュニティ組織を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにしなければなりません。

そのためには、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員など、関係者や関係団体、更には地域コミュニティ組織の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉ボランティア活動の活発化を促進し、身近な地域福祉を支援することが必要です。

生活困窮者等について、相談センターの利用促進を図り、適正かつ細やかな相談により個々の抱える問題に親身となって対応し、負の連鎖を防ぐと共に貧困の連鎖からの脱却を目指すことが必要です。

災害時避難行動要配慮者^{※2}対策として、見守り活動などに必要な情報の共有化や、福祉避難所など受入れ施設等の拡大に努めることが必要です。



施策の方向性

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員など、関係者や関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉ボランティア活動の活発化を促進し、身近な地域コミュニティを単位とした助け合い活動を支援します。

多様な社会経験を持つ人が、自らの知識・経験・能力を活かし、就労やボランティア活動等を通して、地域社会に参画し活躍できる場や機会を提供するなど、積極的な社会参画を促進します。

地域社会を構成する住民がパートナーシップを持ち、生活課題を総合的に把握し、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを分野ごとに支援します。

※1 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

※2 災害時避難行動要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児など、防災施策において特に配慮を要する人

関連する個別計画	計画名称	主管課	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
			第2次始良市地域福祉計画	社会福祉課						

施策体系

I 地域福祉の相談支援推進	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員活動事業 ボランティア活動支援事業 生活困窮者自立支援法に基づく諸事業
II 福祉サービス向上及び横断的連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に寄与する各施策の横断的連携
III 災害時要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> 始良市民間社会福祉事業所連絡会との福祉避難所協定に基づく迅速対応

目標指標

●成果目標	現状 (2017)	目標 (2022)	70.0%	算出方法等：社会福祉課
「福祉サービスが行き届き、安心していきいきと生活できる」と感じる市民の割合	—	→		
●主な指標	現状 (2017)	目標 (2022)	90.0%	算出方法等：社会福祉課
地域見守り活動(高齢者・障がい者・子ども相談における共助的取組)	—	→		
登録ボランティア団体・個人の数	86 団体 61 人	→	100 団体 80 人	算出方法等：社会福祉課
生活困窮者自立相談件数	247 件	→	300 件	算出方法等：社会福祉課

役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の担い手として福祉活動やボランティア活動に参加しましょう。 民生委員・児童委員と連携し、地域の見守り活動を支援しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員や社会福祉協議会など互いに連携・協働しながら、地域の福祉活動やボランティア活動を積極的に推進しましょう。 地域コミュニティ組織における福祉活動を推進しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域が実施する福祉活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。 障がい者の雇用促進に取り組みましょう。

関連する個別計画	計画名称	主管課	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	第7期介護保険事業計画	長寿・障害福祉課								

5 社会保障制度の適正な運営

現状と課題

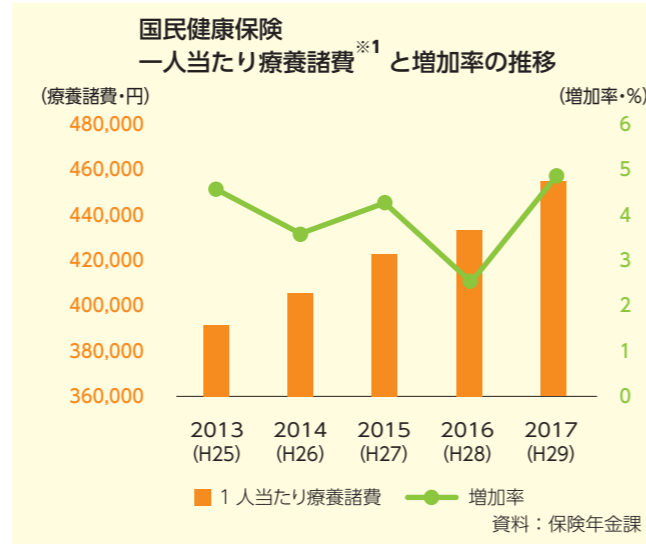
急速な高齢化や医療技術の高度化などの影響による、増大する医療費のため、国民健康保険の事業運営は厳しい状況にあります。そのため、2018年度(平成30年度)から鹿児島県が財政運営の責任主体となり、市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担うことになりました。本市においては、医療費全体に占める生活習慣病の割合が最も高いことから、特定健診の受診勧奨や健康相談などの実施により、一層の疾病の早期発見や重症化予防、及び医療費の適正化の取組を推進していく必要があります。

後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町村が加入する広域連合で行うため、広域連合と連携を図りながら、対象の方へ制度の趣旨普及を行うとともに、適切な窓口業務の推進が必要です。

介護保険については、高齢化の進行に伴い、介護保険制度における要介護認定者数が年々増加する傾向にあります。引き続き介護保険制度を安定的に運営するため、給付の適正化を進め、介護サービスを提供していく必要があります。

年金制度の将来への不安などによる若年層の年金離れが深刻な問題となっていることから、制度自体の周知徹底や、免除制度などの啓発などにより、加入漏れを防止するとともに、無年金者の発生防止に努める必要があります。

本市の生活保護受給者は、全体として微減傾向にあるものの、受給世帯のうち高齢者世帯は年々増加していることから、そのための支援が必要となっています。



施策の方向性

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度については、県や鹿児島県後期高齢者医療広域連合との連携の下、健全な運営や財政安定化に努めるとともに、健診や健康づくりに取り組みます。国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者に対し、各種健診、健康相談などを引き続き行うとともに、生活習慣病の早期発見や重症化予防を継続して実施し、保健事業の普及や特定健康診査の受診率の向上を図ります。

介護保険制度については、適切な介護認定を行うとともに、効率的な事業運営に努め、国や県の動向を注視しながら、サービス利用と負担の適正化や見直しを図ります。事業者への指導・監査、実地調査を充実させ、併せてケアプランチェックなどにより、介護費用を含めた適切なサービス内容及び自立支援に向けたケアマネジメントの適正化を図ります。

様々な課題を抱える生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度に基づき、深刻な事態に陥ることを未然に防ぐための予防的な支援を強化していきます。また、こうした問題を地域全体の問題として多様な主体が共有し、連携できる仕組みを構築します。加えて、生活のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用を図ります。

※1 療養諸費：療養の給付（医療機関などから直接受ける医療行為などの現物給付）と療養費（現金給付）を合計したもの

施策体系

- I 医療・介護・年金制度の適正な運営**
 - 医療費適正化対策事業
 - 収納率向上特別対策事業
 - 在宅医療・介護連携推進事業
 - 介護給付費等費用適正化事業
- II 生活保護制度の適正実施**
 - 生活保護適正実施事業
 - 被保護者就労支援事業
- III 要支援者への社会福祉の推進**
 - 生活困窮者自立相談支援事業

目標指標

- 成果目標**
 - 国民健康保険の被保険者一人当たりの療養諸費の増加率

現状 (2017)	目標 (2022)
4.93%	3.0%以内

算出方法等：保険年金課
- 主な指標**
 - 特定健康診査受診率

現状 (2017)	目標 (2022)
50.1%	60.0%

算出方法等：保険年金課
 - 特定保健指導実施率

現状 (2017)	目標 (2022)
51.7%	60.0%

算出方法等：保険年金課
 - 就労を支援した生活保護受給者の就職者数

現状 (2017)	目標 (2022)
42人	45人

算出方法等：社会福祉課

役割

- 市民**
 - 国民健康保険の被保険者自ら健康に関心を持ち、健康の保持増進に努めましょう。
 - 健診を積極的に受診しましょう。
- 地域**
 - 地域の健康課題解決に向け、健康づくり活動に取り組みましょう。
- 事業者**
 - 退職者等への国民健康保険制度の周知に努めましょう。
 - 従業員の健康意識の向上に努めましょう。